

日台観光事業協力覚書締結の背景およびその遵守状況に関する考察

A Study on the Background of the Japan-Taiwan Tourism Cooperation Memorandum and Its Observance

高橋 孝治

TAKAHASHI Koji

国交のない日本と台湾の関係は、日本台湾交流協会（交流協会）と台湾日本関係協会（関係協会）による実務関係としてつながっている。交流協会と関係協会は、2014年11月20日に「公益財団法人交流協会と亜東関係協会との間の日台双方の観光事業発展に関する協力強化についての覚書」（日台観光事業協力覚書）を締結し、日台間の観光交流拡大のための努力をすることに合意した。本稿は、日台観光事業協力覚書締結の背景とその遵守状況を振り返り、日台の政府がどのように観光交流拡大を行っているのかをその覚書を通して検証する。検証の結果として、日台観光事業協力覚書の締結後に、交流協会は覚書の規定に定められた「努力」を履行していない、という状況が明らかとなった。これに対し、関係協会は、日本に対して台湾PRについて多大な「努力」を行っている。本稿は、日台間の観光交流拡大に関わる日台観光事業協力覚書に規定された「努力」の履行は片面的であると結論づける。

キーワード：日台関係、台湾、観光政策、交流協会、日台観光事業協力覚書

Keywords: Japan-Taiwan Relations, Taiwan, Tourism Policy, Exchange Association, Japan-Taiwan Tourism Business Cooperation Memorandum

1 はじめに

1.1 問題の所在

日本と中華民国は、1972年9月29日に国交断絶した（外務省アジア局中国課 1993：104-105；川島・清水[ほか]2020：114-115）。それ以降、日本は「中華民国」を称している政府が事実上統治している空間を台湾¹⁾として、政府としての外交関係ではなく、経済、貿易、技術、文化、人物など各分野での民間レベルでの実務関係を維持している（「財団法人交流協会と社団法人亜東関係協会の紹介」1973：5）。このような民間レベルの交流関係を支障なく維持遂行するために必要な業務を行う民間団体として、1972年12月1日に東京で、「財団法人交流協会」（2012年4月1日に「公益財団法人交流協会」に、さらに2017年1月1日に「公益財団法人日本台湾交流協会」に改称。以下「交流協会」）が、1972年12月2日に台北で「亜東関係協会」（2017年5月17日に「台湾日本関係協会」に改称。以下「関係協会」）が設立された（「財団法人交流協会と社団法人亜東関係協会の紹介」1973：5；川島・清水[ほ

か]2020：117）。交流協会と関係協会は、1972年12月26日に「財団法人交流協会と亜東関係協会との間の在外事務所相互設置に関する取り決め」という合意文書を取り交わして、それぞれ在外事務所を開設して大使館業務を代替する役割を果たすこととなった（川島・清水[ほか]2020：117）²⁾。そして、交流協会と関係協会は、日本と台湾間の「事実上の条約」とも言える「合意文書」や「覚書」を締結している。もっとも、交流協会と関係協会の「合意文書」や「覚書」は、あくまで民間団体の合意文書という建前なので、「事実上の条約」であるにもかかわらず、国会の承認などは受けておらず（日本国憲法第73条第1項第2号）、内容が公開されるかも交流協会などの裁量によっている。

なお、台湾では2011年11月14日公布で外交部組織法が改正され（翌年9月1日施行）、同法に第7条が新設された。同法第7条は「本部は特定の団体に渉外事務の処理を委託することができる」と規定しており、この規定の導入は日本と中華民国の国交断絶後、日本との民間の実務関係を作ってきた関係協会と交流協会による対日外交事務をよりニーズを満たすための改正であるとされている

(『立法院公報』100 卷 37 期 2011:132)。つまり、この改正法が施行された 2012 年 9 月 1 日以降、関係協会は、対日外交を外交部から委託された機関という位置づけとなっている³⁾。すなわち、交流協会はあくまで民間機関であるが、対日外交業務を外交部から「委託」されている以上、関係協会は台湾政府を代表して日本との交流業務を行っているということである。これにより日台関係は、日本にとっては民間交流、台湾にとっては政府外交という歪な状態となっている。

ところで、交流協会と関係協会の合意文書の中に「公益財団法人交流協会と亜東関係協会との間の日台双方の観光事業発展に関する協力強化についての覚書 [「亞東關係協會與公益財團法人交流協會臺日觀光事業發展加強合作備忘錄」] (2014 年 11 月 20 日締結。以下「日台観光事業協力覚書」)。なお、[] は直前の単語の中国語原文を意味する。以下同じ)がある。日台観光事業協力覚書では、日台間の人的往来が年間 400 万人規模に近づいていることを歓迎し、観光事業の経験の相互共有を図り、日台の観光関係者間の実務的な協力を強化していき、日台観光事業協力覚書の内容が実施されることにより、今後、人的往来の年間 400 万人の達成を経て、より一層観光関係者が協力し、日台双方の観光事業発展に資することが期待されている (日本台湾交流協会 2014)。この日台観光事業協力覚書がこのような期待に沿った効果を挙げているのか、期待に沿った効果を挙げるよう運用されているのかを検討するのが本稿の目的である。

先にも述べた通り、交流協会と関係協会の「合意文書」や「覚書」は、「事実上の条約」であるにもかかわらず、「条約」ではないため国会などでその内容などが議論されることもない。そのため、その「合意文書」や「覚書」については別途検証する必要がある。この検証を行おうとするのが本稿である。

1.2 日台の人の往来——議論の前提

1.1 で見たように、日台観光事業協力覚書は、日台間の人的往来が年間 400 万人規模に近づいているため、さらなる協力を行うために締結された。そこでここでは議論の前提として、日台の人の往来について確認しておく。

日本はもともと日本国政府の承認していない政府発行の旅券での入国は認めておらず、台湾人が日本を訪れる際は「渡航証明書」を取得する必要がある (川島・清水 [ほか] 2020:25)。しかし、1998 (平成 10) 年 5 月 8 日法律第 57 号公布の「出入国管理及び難民認定法」改正 (同年 6 月 8 日施行) 第 2 条第 5 号および「出入国管理及び

難民認定法施行令」(1998 (平成 10) 年 5 月 22 日政令第 178 号公布、同年 6 月 8 日施行) により台湾政府発行の旅券の所持者も「渡航証明書」なしで日本に入国できるようになった。また、査証に関しては、日本は中華民国として国交がある時代から台湾人に対し 72 時間までの通過査証の免除措置を採っていた。この 72 時間以内の通過査証免除措置は 1990 年 6 月 1 日に取り消されるものの (川島・清水 [ほか] 2020:165; 「我旅客 72 小時免簽證待遇日本下月取消」1990:1)、後の 1998 年 6 月 8 日から再度台湾人は日本での 72 時間以内の滞在について通過査証が免除されることになった (浅野 2012:126; 「日本承認我護照有効」1998:4)。その後、2005 年 3 月 25 日から 9 月 25 日に愛知県で開催された「2005 年日本国際博覧会 (通称「愛・地球博」もしくは「愛知万博」)。以下「愛知万博」という) への外国人観光客訪日促進のため時限的に台湾人の訪日に対して査証免除措置が採られた。しかし、査証免除措置を継続することに問題がないことや国際交流の進展のための観光客への手続きを円滑化させるため (『第 162 回国会衆議院法務委員会議録第 27 号』2005:8)⁴⁾、愛知万博が終了した後も台湾人の 90 日以内の「短期滞在」による日本訪問に際し、査証免除措置が恒久的なものとなった (内田 2006:244; 浅野 2012:200)。

これに対し、台湾側は 1994 年 3 月 1 日から日本人の 120 時間以内の滞在に対して査証免除を認め、1995 年 1 月 1 日からは滞在 14 日以内の入国に対して査証免除がなされることとなった (浅野 2012:126)。さらに、2003 年 5 月 1 日からは日本人の滞在 30 日以内の入国に対して査証免除を認め (台北駐日経済文化代表処 2004)、2008 年 2 月 1 日からは滞在 90 日以内の入国が査証免除となり現在に至る (佐藤 2009:272)。

なお、日本人で台湾に入国した年ごとののべ人数と、台湾人で日本に入国した年ごとののべ人数は (図 1) および (表 1) の通りである。

2 日台観光事業協力覚書締結前後の観光交流事業

2.1 日本における日台観光事業協力覚書締結前後の観光交流事業

ここでは、日台観光事業協力覚書の締結により、交流協会の観光交流拡大事業がどのように変化したのかを確認する。交流協会の事業報告書を見ると、以前より「観光客」の推移については記載があるものの、「観光」に関する記述はほとんどなかった。2006 (平成 18) 年度以降、交流協会の事業報告書に観光に関する記述が初めて登場するの

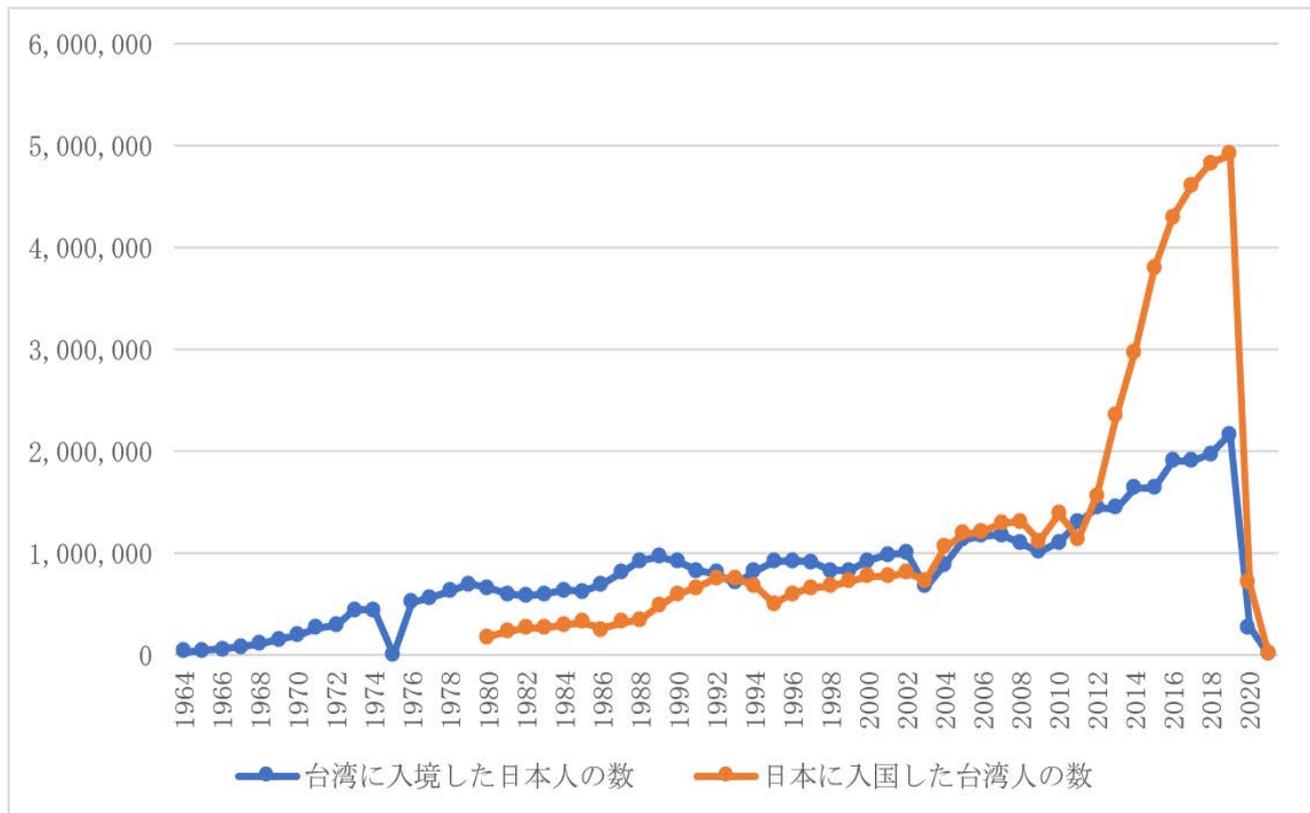


図1 日台それぞれに入境・入国した台湾人と日本人ののべ人数 (グラフ)

出典：交通部観光局観光統計資料庫ウェブサイトより筆者作成

は2009（平成21）年度からである。これら交流協会の事業報告書に記載された観光に関する話題は（表2）、（表3）、（表4）、（表5）の通りである。

（表2）～（表5）を見ても明らかなおとおり、交流協会は2014年に日台観光事業協力覚書を締結しても、日台の観光交流の拡大になるような事業はほとんどしていない。日台の観光交流の拡大に資するような事業と言えば、日台観光事業協力覚書が締結される前である2010年に行われた羽田空港・松山空港間の直行便就航を記念した訪日観光促進、日本文化紹介などを行うイベントの開催くらいである。その他、交流協会の観光に関する事業は後援名義付与が主であり、日台観光事業協力覚書締結後では、2019年8月～2020年2月にFacebookで、日本の魅力（地域の歴史や文化、観光地等）を紹介したこと程度が主な活動内容となっている。

2.2 台湾における日台観光事業協力覚書締結後の観光交流事業

ここでは関係協会などの観光交流拡大事業が日台観光事業協力覚書の締結でどのように変化したのかを見ていく。1.1で述べたように、関係協会は少なくとも法律上も

2012年9月1日から独立した民間団体ではなく、台湾外交部からの委託を受けた機関となっている。もっとも、それ以前にも関係協会の活動は、単独で行ってはならず、台湾政府と一体化したものも多かった。また、関係協会は単独で事業報告書などの公開をしていない。そこで、ここでは「関係協会『など』」とし、台湾政府などが直接関与する日本との観光交流拡大に資する事業について見ていく。例えば、2008年5月5～10日に陳菊・高雄市長を団長とする「2008高雄市長観光セールス団」が訪日し、日本各地でセールス活動を展開したこともあったが、これは「高雄市」という一自治体による事業なので、含めないということである（台北駐日経済文化代表処2008）。

これら日台観光事業協力覚書締結の前後で、台湾における日本との観光交流拡大に資する事業と呼べるものは（表6）および（表7）の通りである。

関係協会だけではなく、交通部観光局など台湾の政府機関が主催した事業も含んでいるためではあるが、関係協会などは日本への観光交流拡大のために非常に多くの事業を行っていると言える。これは2014年11月20日に日台観光事業協力覚書が締結される前から顕著であったと言える。

なお、2013年5月31日に開催された「台日観光サミツ

表1 日台それぞれに入境・入国した台湾人と日本人ののべ人数（実数）

年	台湾に入境した日本人の数	日本に入国した台湾人の数	年	台湾に入境した日本人の数	日本に入国した台湾人の数
1964年	22,733人		1993年	697,916人	737,100人
1965年	40,424人		1994年	819,290人	676,944人
1966年	56,677人		1995年	911,563人	498,565人
1967年	75,069人		1996年	918,044人	600,146人
1968年	106,239人		1997年	908,074人	651,597人
1969年	148,088人		1998年	830,836人	674,089人
1970年	181,885人		1999年	830,864人	720,903人
1971年	263,396人		2000年	922,865人	765,247人
1972年	280,634人		2001年	977,705人	765,247人
1973年	437,821人		2002年	991,224人	797,460人
1974年	438,911人		2003年	659,972人	731,330人
1975年	0人		2004年	890,444人	1,051,954人
1976年	516,449人		2005年	1,127,184人	1,180,406人
1977年	561,166人		2006年	1,163,835人	1,214,058人
1978年	624,868人		2007年	1,170,582人	1,280,853人
1979年	693,671人		2008年	1,090,585人	1,309,847人
1980年	654,413人	173,581人	2009年	1,007,618人	1,113,857人
1981年	592,682人	218,486人	2010年	1,102,054人	1,377,957人
1982年	575,686人	260,414人	2011年	1,300,022人	1,136,394人
1983年	595,042人	256,102人	2012年	1,443,009人	1,560,300人
1984年	632,481人	292,127人	2013年	1,434,346人	2,346,007人
1985年	615,584人	312,173人	2014年	1,637,264人	2,971,846人
1986年	696,686人	253,524人	2015年	1,629,193人	3,797,879人
1987年	807,736人	312,173人	2016年	1,896,456人	4,295,240人
1988年	917,161人	340,488人	2017年	1,895,546人	4,615,873人
1989年	962,179人	474,245人	2018年	1,966,303人	4,825,948人
1990年	914,484人	591,495人	2019年	2,162,426人	4,911,681人
1991年	825,985人	653,242人	2020年	268,798人	697,981人
1992年	795,018人	748,112人	2021年	9,910人	14,049人

出典：交通部観光局観光統計資料庫ウェブサイトより筆者作成

表2 交流協会の事業計画書および事業報告書上の「観光」に関する記述 (1)

年度	その年度についての記載	その年度の事業計画
2009 (平成 18) 年度	<p>馬英九政権は、就任以来、対日関係を重視する旨繰り返し表明するとともに、日台関係は特別なパートナーシップであるとし、実務関係を更に発展させる意向を表明した。また、2009年を「台日特別パートナーシップ促進年」と位置づけ、経済貿易、文化、青少年、観光、対話の5分野における交流を全面的に推進した。</p>	
2010 (平成 22) 年度	<p>4月30日に、交流協会と関係協会との間で、「2010年における日台双方の交流の強化に関する覚書」が署名され、防災対策、貿易経済交流、観光交流、文化交流、学術交流など計15項目について相互交流を強化するよう努めることにつき共通認識に達した。「2010年における日台双方の交流の強化に関する覚書」第9項には、「双方は、日台間の人的往来が年間のべ200万人規模に達していることを歓迎し、観光交流の更なる拡大を推進するよう努力する」と規定されている。</p> <p>10月31日から羽田空港と台北の松山空港間の直行便就航を記念して台北で訪日観光促進、日本文化紹介などを主とするイベントが開催された。</p>	

出典：公益財団法人日本台湾交流協会ウェブサイトで公開されている各年事業報告書より筆者作成

表3 交流協会の事業計画書および事業報告書上の「観光」に関する記述(2)

年度	その年度についての記載	その年度の事業計画
2011 (平成23)年度	7月14日に、「財団法人交流協会と亜東関係協会との間の東日本大震災からの復興支援・観光促進に関する日台『絆(厚重情誼)』イニシアティブ」が発表され、台湾人観光客の訪日促進や青少年・教育・学術・地方交流の促進などにつき協力を強化することとなった。また、「(日本の)観光促進に占める台湾の重要性に鑑み台北事務所の訪日観光促進体制を拡充」した。	「文化交流, 経済交流, 観光交流, 地方交流等の促進を含む幅広い分野における台湾との協力関係の構築に努める」, 「(日本の)観光促進に占める台湾の重要性に鑑み台北事務所の観光促進体制を拡充する」。
2012 (平成24)年度	北海道弟子屈町で開催された台湾観光客誘致及び横山宏写真展への後援名義付与。	「文化交流, 経済交流, 観光交流, 地方交流等の促進を含む幅広い分野における台湾との協力関係の構築に努める」。
2013 (平成25)年度	12月に台北事務所で開催した天皇誕生日レセプションに、東北6県(青森, 岩手, 秋田, 山形, 宮城, 福島)から日本酒を各3本提供してもらい、各県の物産と観光紹介を行った。 2月25日に福岡県で開催した「九州・台湾経済交流セミナー」で「九州, 台湾の観光の取組」というセッションを設置した。	「文化交流, 経済交流, 観光交流, 地方交流等の促進を含む幅広い分野における台湾との協力関係の構築に努める」。
2014 (平成26)年度	12月に台北事務所で開催した天皇誕生日レセプションに、東北6県から日本酒を各3本提供してもらい、各県の物産と観光紹介を行った。	「文化交流, 経済交流, 観光交流, 地方交流等の促進を含む幅広い分野における台湾との協力関係の構築に努める」。

出典：公益財団法人日本台湾交流協会ウェブサイトで公開されている各年事業報告書より筆者作成

表4 交流協会の事業計画書および事業報告書上の「観光」に関する記述(3)

年度	その年度についての記載	その年度の事業計画
<p>2015 (平成 27) 年度</p>		<p>「日本の観光情報始め台湾側への情報提供も、積極的に行う」。</p> <p>「引き続き、経済交流、文化交流、観光交流、地域交流等の促進を含む幅広し、分野における台湾との協力関係の構築に努める」。</p> <p>「日台の地方政府間での産業協力、観光協力等の取組みを支援して、地域レベルでの重層的な交流促進に繋げていく」。</p>
<p>2016 (平成 28) 年度</p>	<p>7月に呉芳銘・嘉義県文化観光局長及び黄美賢・嘉義県文化局長を日本に招聘。</p> <p>「日本の観光・物産博 2016」および「日本の観光・物産博 2017」に後援名義付与。</p>	<p>2015年度と同じ。</p>
<p>2017 (平成 29) 年度</p>	<p>9月に蔡錦雀・台湾応用日語学会理事長を日本に招聘し、日本政府観光局などを訪問し、意見交換を行った。</p> <p>「日本の観光・物産博 2018」に後援名義付与。</p>	<p>日本の観光・文化情報などを積極的に台湾側へ情報提供・情報発信していく。</p> <p>「引き続き、経済交流、文化交流、観光交流、地域交流等の促進を含む幅広し、分野における台湾との協力関係の構築に努める」。</p> <p>「日台の地方当局間での産業協力、観光協力等の取組みを支援して、地域レベルでの重層的な交流促進に繋げていく」。</p>

出典：公益財団法人日本台湾交流協会ウェブサイトで公開されている各年事業報告書より筆者作成

表5 交流協会の事業計画書および事業報告書上の「観光」に関する記述 (4)

年度	その年度についての記載	その年度の事業計画
2018 (平成30)年度	「第4回 Touch The Japan 観光文化展」および「日本の観光・物産博2019」に後援名義付与.	「引き続き、経済交流、文化交流、観光交流、地域交流等の促進を含む幅広し、分野における台湾との協力関係の構築に努める」。 「日台の地方当局間での産業協力、観光協力等の取組みを支援して、地域レベルでの重層的な交流促進に繋げていく」.
2019 (令和元)年度	8～2月にFacebookで、日本の魅力(地域の歴史や文化、観光地等)を紹介し、延べ11万回再生された。 「日本の観光・物産博2020」に後援名義付与.	2018年度と同じ.
2020 (令和2)年度	日台鉄道観光プロモーションエリアにて開催した「日台友情 両鉄観光友好促進記念～鉄道に乗って、日台両鉄沿線の名所を巡っていく～」に後援名義付与.	2018年度と同じ.
2021 (令和3)年度	3月22日及び24日に日台の大学生・大学院生計24名が観光をテーマに交流する「日台大学生観光交流事業」をオンラインで実施した.	2018年度と同じ.

出典：公益財団法人日本台湾交流協会ウェブサイトで公開されている各年事業報告書より筆者作成

ト」で、頼瑟珍・台湾観光協会会長は以下のように述べた。「台日観光交流は旅行客の増加のみならず、その形態もさまざまに変化しており、まさに新しい時代を迎えつつある。サミットの開催を通して、双方間の交流が400万人を超える機会となるようにしたい」(台北駐日経済文化代表処2013)。さらに、翌年の2014年5月23日に開催された第7回台日観光サミットでも頼瑟珍は「相互往来者数の目標も300万人から400万人へと引き上げられた」、「今年、台日間の相互往来者数400万人突破は、絶対に問題なく達成できる」と述べている(台北駐日経済文化代表処2014a)。

この往来400万人という目標は、日台観光事業協力覚書締結の目的でもあるし、その第1項に明記されている内容でもある。この内容を日台観光事業協力覚書締結の約1年半前から数回に亘って台湾観光協会会長が述べているという点から、日台観光事業協力覚書は台湾側からの提案であったものと思われる。

2.3 日台観光事業協力覚書締結前後の観光交流事業を概観して

表6 関係協会などによる日本との観光交流拡大に資する事業 (1)

年月日	事業内容
2005年11月21日	日本人旅客の台湾への渡航者数が、年間100万人を突破し、行政院では記念式典が行われ、謝長廷・行政院院長（首相に相当）みずから100万人目の旅客に記念品を贈呈した。
2006年4月18日	埼玉県所沢市の西武ドームで、プロ野球戦・西武ライオンズ対福岡ソフトバンクホークス「台湾スポンサー・デー」が開幕した。会場では台湾の名勝やグルメがPRされ、始球式では陳鴻基・駐日副代表がみずから投球し、台湾観光と台日の絆の深さをアピールした（台湾観光協会主催）。
2008年3月10日	台北市内の圓山大飯店で第1回「台日観光サミット」を開催し、台湾と日本の航空、ホテル、観光業者ら約80名が参加した。
2009年9月17～18日	東京都内のホテルで、観光推進活動やシンポジウムを開催し、日本人に訪台観光のアピールや台湾の観光スポットを紹介し、200名近くの台日観光業界関係者および各メディアが出席した（中華民国交通部観光局と台湾観光協会、台北市政府観光伝播局共催）。
2009年3月16日	第二回「2009台日観光サミット in 静岡」を開催する。
2010年3月15日	南投県鹿谷郷にて、第3回台日観光サミットが開催される。
2011年6月29日	石川県金沢市で「2011台日観光サミット」が開催される。
2011年11月1日	台北市内のホテルにて、「北東アジア黄金航空圏に向けて 台北松山―東京羽田航空路線就航祝賀レセプション」が開催される。
2012年5月18日	東京都内のホテルで「台湾観光 美食の饗宴」が開催される。
2013年5月31日	三重県で「台日観光サミット」が開催される。
2013年9月13日	台湾の観光大使である羅志祥が、東京スカイツリータウンの特設ステージで、「再会 TAIWAN in 東京」と題して、台湾観光をアピールする記者発表会などを行い、約200名が参加した。
2014年4月5日～	台湾観光親善大使である福山雅治が、台湾観光PRを含めたコンサートツアーを日本国内で14講演を実施した。
2014年5月23日	屏東県墾丁にて第7回台日観光サミットが開催される。
2014年9月25日～28日	東京ビッグサイトで開催された日本最大級の国際旅行展「ツーリズム EXPO ジャパン 2014」に劉喜臨・交通部観光局副局长が、台湾の観光業界関係者で組織された代表団と共に参加、さらに池袋サンシャインシティで台湾観光促進イベントなどを開催した。
2015年6月13日	北海道で開催された「第24回 YOSAKOI ソーラン祭り」に交通部観光局が参加し、「Time for Taiwan」が台湾のダンスパフォーマンスを披露し、台湾観光をPRした。
2015年8月28日	名古屋で開催された第17回「にっぽんど真ん中祭り」(DOMATSURI)に交通部観光局が参加し、台湾観光をPRした。
2016年5月20日	宜蘭県礁溪郷で第9回台日観光サミットが開催される。

出典：台北駐日経済文化代表処ウェブサイトより筆者作成

表7 関係協会などによる日本との観光交流拡大に資する事業 (2)

年月日	事業内容
2016年9月17日 ～ ～	東京都内を走る JR 山手線に、交通部台湾観光局による「I ♥ 台湾 (アイ・ラブ・台湾)」台湾観光 PR 電車が一か月間運行する。
2017年6月8日～ 11日	札幌市で開催された「YOSAKOI ソーラン祭り 2017」に台湾からのパフォーマンス団が出演し、台湾観光協会も観光説明会を開催した。
2017年9月20日	東京都内のホテルで「台湾観光の夕べ in 東京」が開催される (交通部観光局, 台湾観光協会共催)。
2017年9月22日	東京ビッグサイトにて「ツーリズム EXPO ジャパン 2017」が開催され、周永暉・交通部観光局長などが台湾を PR した。
2018年6月1日	台中にて「第 11 回台日観光サミット in 台中」が開催される。
2018年6月7日	東京都内で「夏の台湾観光～SUMMER FORMOSA～」イベントが開催される (台湾観光局主催)。
2018年8月2日～ 5日	仙台駅および盛岡駅, 日光にて台湾観光 PR イベント「2018 Meet Colors! Taiwan」が開催される (台湾観光局主催)。
2018年12月21日	高雄観光を PR する日本語ビデオをインターネット上で公開する。
2019年5月24日	富山市にて「2019 日台観光サミット in 富山」が開催される。

出典：台北駐日経済文化代表処ウェブサイトより筆者作成

日本と台湾それぞれの日台観光事業協力覚書締結前後の観光交流事業を概観して分かることは、台湾は日本に対する観光交流の拡大に非常に積極的であるということである。もちろん、これは、日本側の観光交流事業については交流協会によるものしか確認しておらず、台湾側については関係協会だけでなく、台湾政府が実施した事業すべてを含めているという側面はあるであろう。

しかし、それであっても日台観光事業協力覚書締結後においても、交流協会による観光交流拡大のための事業は増加していない。むしろ日台観光事業協力覚書締結直後の 2015 (平成 27) 年度には交流協会は何の観光交流事業も行っていないという点は注目に値する。

確かに、日台観光事業協力覚書に明記されている「共通認識」は全て努力規定であり、明確な義務として定められているわけではない。しかし、交流協会が観光交流拡大に向けて直接努力義務を負うことになった 2014 年 11 月 20 日以降であってもこのようになっている点は見逃げせないであろう。

3 日台観光事業協力覚書締結の遵守状況

3.1 実務的な協力が強化される努力

日台観光事業協力覚書第 2 項は「観光事業発展のため、日台の観光関係者間の実務的な協力が強化されるよう努力する」と規定している。1.2 で見た通り、日台観光事業協力覚書が締結された 2014 年 11 月 20 日には既に日台間では、短期滞在の査証相互免除はなされていた。このため、日台間で互いに往来する法的障壁は既にほとんどない状態であった。そうすると、交流協会や関係協会が行うべき日台間の観光事業発展のための実務的な協力として努力すべきこととは、日台双方相手方への往来のし易さの確保と言えるであろう。

この規定を受けてか、2015 年 4 月 2 日には、台湾虎航 (タイガーエア台湾) による台北桃園国際空港・新東京国際空港 (成田空港) 間の定期便を (台北駐日経済文化代表処 2015a)、同年 6 月には、台湾の遠東航空が、日本の株式会社 JTB と提携して、台中国際空港・関西国際空港および中部国際空港間の定期便を就航させた (台北駐日経済

文化代表処 2015b)。さらに、同年 10 月 28 日には、台湾の中華航空公司（チャイナエアライン）による台南国際空港・関西国際空港間の定期便も就航した（台北駐日経済文化代表処 2015c）。その他にも、2016 年 3 月 15 日には、台湾の全民航空（V エア、威航）が、台北桃園国際空港・茨城空港間で定期便を運航開始し（台北駐日経済文化代表処 2016a）、同年 5 月 14 日から 15 日にかけて、台湾の東連海運株式会社〔東聯航運股份有限公司〕が保有する高速フェリー「麗娜輪」号が花蓮・石垣島航路を試験運航するなどした（台北駐日経済文化代表処 2016b）。

このように、台湾の航空会社により積極的に日台間の往来方法が拡充されている。もちろん、台湾の航空会社だけではなく、2015 年 8 月 8 日には日本の航空会社であるピーチ・アビエーション株式会社（ピーチ）により羽田空港・台湾桃園国際空港間の定期便が就航している（台北駐日経済文化代表処 2015d）。しかし、日本の航空会社による台湾への定期便就航は、台湾の航空会社によるそれと比べると明らかに少ないことも事実である。

なお、2014 年 6 月 17 日に、台湾の長栄航空（エバー航空）が桃園国際空港・那覇空港間で定期便を就航させている（台北駐日経済文化代表処 2014b）。このため、台湾側が日本とのアクセス方法の確保を行い始めたのは、日台観光事業協力覚書締結以降に限ったことではない。しかし、日本とのアクセス方法の確保は明らかに日台観光事業協力覚書締結以降は増加していると評価できる。

定期便就航が増加したことにつき、関係協会が直接関与したのかは定かではない。しかし、航空機の定期便就航には政府の許可が必要となるため、関係協会をはじめとする台湾政府に関する機関の関与があるはずである。この意味では、「観光事業発展のため、日台の観光関係者間の実務的な協力が強化されるよう努力する」ことについても関係協会は大きく努力をしたし、交流協会はこの努力をしなかったか、努力はしたが日本の航空会社による航空機の定期便就航という成果は得られなかったということになるであろう。

3.2 定期的な意見交換を行う努力

日台観光事業協力覚書第 3 項は「観光事業発展のため、日台の観光関係者が参加し、定期的な意見交換を行うよう努力する」と規定している。これに関して 2.2 で見た通り、関係協会は、「台日観光サミット」を定期的に開催し、台湾と日本の航空、ホテル、観光業者と意見交換を行っている。しかし、「台日観光サミット」は、その第 1 回は 2008 年 3 月 10 日に開催されている。そのため、「台日

観光サミット」は、日台観光事業協力覚書によって開始したのではない。しかし、日台観光事業協力覚書第 3 項に定められた観光関係者が参加し、定期的な意見交換を行うようすることは、日台観光事業協力覚書締結前から行われていたと言える。

これに対して、2.1 で見た通り、交流協会は 2017（平成 29）年 9 月に台湾応用日語学会理事長を日本に招聘して、日本政府観光局などで意見交換を行うようにしたくらいのことしかしていない。しかも、日本政府観光局は観光関係者ではあるが、台湾応用日語学会理事長は「観光関係者」ではない。その意味では交流協会は日台観光事業協力覚書第 3 項に定められた内容は果たしていないと言える。

一応、台日観光サミットには交流協会の者や官公庁参与、日本政府観光局理事なども参加はしていたようではあるが（『交流』2016 年 6 月号 2016:30；『交流』2018 年 7 月号 2018:35 など）、交流協会の事業報告書の中に、「台日観光サミット」に参加したという記載はない。このことから、事業報告書に記載すべきような大きな観光交流拡大につながる提案や発言など容は交流協会側からは出さなかったということなのであろう。

3.3 日台観光事業協力覚書締結の遵守状況を概観して

本章では、日台観光事業協力覚書第 2 項および第 3 項の遵守状況を見てきた。そこから明らかになったことは、交流協会は、これらに規定された努力規定を大きく果たしてはいないということである。これに対し、関係協会は、2.3 で述べた日台観光事業協力覚書第 1 項の努力規定を含めて多大な努力をしていると評価できる。

この意味では、日台間の観光交流の拡大に関する努力は、関係協会の努力によって支えられている片面的な状態になっている。

4. おわりに

本稿では、2014 年 11 月 20 日に締結された日台観光事業協力覚書の規定を通して、通して日台間の観光交流について見てきた。そこから明らかとなったことは、このような日台観光事業協力覚書が締結されても、日本の交流協会側はこれに対して積極的ではないということである。

もちろん、「努力規定」である以上、成果を挙げることは必須ではない。しかし、関係協会などと比べると、交流協会側の努力不足は明確になるように思える。2.2 でも述べた通り、日台観光事業協力覚書は台湾側からの提案で

あったと考えられる。関係協会は、日台観光事業協力覚書締結前から日本人の観光訪台につき多大なPRを日本人に対して行っていた。しかし、日台間で観光交流の拡大をするにしても片面的であるため関係協会は日台観光事業協力覚書を締結し、交流協会にも同様の努力をしてもらいたいと考えていたのであろう。しかし、交流協会は、そもそも台湾人の訪日観光の拡大には大きな関心を持っていないように見えるし、その態度は日台観光事業協力覚書を締結しても変わらないと思われる。

しかし、そのような状況があっても、日本に観光旅行に行くことを希望する台湾人は多い。例えば、交流協会による台湾人の対日意識調査では、新型コロナウイルス感染症収束後に、海外旅行先として日本を選択する者が59%いる（公益財団法人日本台湾交流協会2022：19）。さらに、「日本に旅行に行きたいと思いますか」という質問に対しては、89%が「思う」と回答し（公益財団法人日本台湾交流協会2022：21）、「最も好きな国（地域）はどこですか」という問いに対しては60%が「日本」と回答している（公益財団法人日本台湾交流協会2022：5）。これもあってか、交流協会が特に日台間の観光交流拡大の努力をしなくても、訪日する台湾人は訪台する日本人より圧倒的に多い。そもそも日台観光事業協力覚書を締結する契機となった日台間の人的往来が年間400万人規模に近づいていることについても、2013年で見れば、日本人で台湾を訪問した人数は1,434,346人であり、台湾人で日本を訪問した人数が2,346,007人となっている。確かに人数だけ見れば、3,780,353人（=1,434,346人+2,346,007人）であり、400万人規模に近づいている。しかし、その内訳は台湾人で日本を訪問した人数の方が90万人近く多い。

もちろん、本稿は交流協会と関係協会の事業にのみを話題にしている。そのため、日本側が一律に訪日する台湾人が多い状況に甘んじて、台湾に対して日本の観光PRを怠っているというわけではない。例えば、日本の地方自治体なども独自に台湾に対して観光PRを行っている。しかし、台湾側も関係協会などが関与せず自治体規模で台湾の観光PRも行っており、2で見た観光交流拡大に関する事業量の差が大きく縮まるわけではない。

いずれにしても、日台観光事業協力覚書に規定された努力規定につき交流協会が遵守していないという側面があることは間違いない。観光PRの事業量に関して、交流協会と関係協会などでは、強制力がない「努力規定」であってもその業務量に看過できないほどの差異があると言える。対等な関係を築くためには、費やす労力も対等かそれに近くなければならない。この点、日台間の往来が400万人を超えても、日台それぞれの交流機関などが観光交流拡大

に費やした努力という点で見ると、日台関係は片面的な側面がある。

ところで、日台観光事業協力覚書は、「日台間の人的往来が年間400万人規模に近づいていることを歓迎し、観光交流の更なる拡大を推進するよう努力する」ために締結された。そして、その目標は2015年に早々に達成された（2015年は、訪台日本人1,629,193人+訪日台湾人3,797,879人=5,427,072人）。これを受けて日台双方は、相互往来客数600万人の目標の早期達成を掲げているという（公益財団法人交流協会2016）。このため、日台観光事業協力覚書は近い将来締結し直されることが予想される。「日台観光事業協力覚書」が締結し直されることを契機に、交流協会の日台間の観光交流拡大の一層の積極的な努力が期待される。

【資料】日台観光事業協力覚書⁵⁾

公益財団法人交流協会（以下「交流協会」という。）と亜東関係協会（以下、交流協会と亜東関係協会を併せて「双方」という。）は、1972年12月26日に作成した「財団法人交流協会と亜東関係協会との間の在外事務所相互設置に関する取決め」第3項の規定に関連し、次の事項を共に実施し、また、これらにつき必要な関係当局の同意が得られるよう、相互に協力することにつき共通認識に達した。

1. 双方は、日台間の人的往来が年間400万人規模に近づいていることを歓迎し、観光交流の更なる拡大を推進するよう努力する。
2. 双方は、観光事業の経験を相互に共有するとともに、日本及び台湾のそれぞれにおける観光事業発展のため、日台の観光関係者間の実務的な協力が強化されるよう努力する。
3. 双方は、日本及び台湾のそれぞれにおける観光事業発展のため、日台の観光関係者が参加し、定期的な意見交換を行うよう努力する。

この覚書は、2014年11月20日に開始するものとし、いずれか一方の協会がこの覚書を終了させる意思を他方の協会に通告する場合には、当該他方の協会がその通告を受領した日の後90日で終了するものとする。この覚書は日本語及び中国語により作成し、双方の代表は、2014年

11月20日、台北において、これに署名した。

公益財団法人交流協会会長
大橋 光夫

亜東関係協会会長
李嘉進

注

- 1) 台湾の外交部（「外務省」に相当）は「台湾の憲法上の国名は『中華民国』であるが『台湾』は国際社会での中華民国の通称である」との意見を表明している（「公告全國性公民投票案第5案之投票日期、投票起止時間、編號、主文、理由書、政府機關針對公民投票案提出之意見書、公民投票權行使範圍及方式等事項」（中央選舉委員會公告，中華民國97年2月1日中選一字第0973100045號）三（外交部意見）（五）（『行政院公報』14卷26期2008：5497）。
- 2) 「財団法人交流協会と亜東関係協会との間の在外事務所相互設置に関する取り決め」は、外務省アジア局中国課（1993：123-124）などに収録されている。
- 3) 台湾との関係が民間の実務関係である国家は日本だけではない。例えば、アメリカ合衆国（以下「アメリカ」という）も台湾と「国交」はもっておらず、アメリカの美国在台湾協会（American Institute in Taiwan：AIT）と台湾の台湾美国事務委員会（Taiwan Council for U.S. Affairs）による民間の実務関係で交流がなされている。なぜ、2011年11月14日改正の外交部組織法第7条が関係協会のみを指して新設されたのかは定かではない。
- 4) 2005（平成17）年8月2日開催の第162回国会衆議院法務委員会での塩崎恭久・衆議院法務委員会委員長（衆議院議員）の発言。
- 5) 底本は、日本台湾交流協会（2014）である。

参考文献

- 浅野和生（編著），2012，『日台関係と日中関係——「日中国交正常化」を見直す！』展転社。
- 内田勝久，2006，『大丈夫か、日台関係——「台湾大使」の本音録』産業新聞出版。
- 外務省アジア局中国課（監修），1993，『日中関係基本資料集1970年-1992年』霞山会。
- 川島真・清水麗[ほか]，2020，『日台関係史1945-2020』（増補版）東京大学出版会。
- 公益財団法人交流協会，2016，『「台日観光サミットフォーラム in 宜蘭」、相互往来客数600万人の目標決定』（台北駐日経済文化代表処ウェブサイト）〈https://www.roc-taiwan.org/jp_ja/post/32091.html〉2016年5月25日更新，2022年9月20日閲覧。

- 公益財団法人日本台湾交流協会，2022，『2021年度対日世論調査』公益財団法人日本台湾交流協会〈https://www.koryu.or.jp/Portals/0/culture/%E4%B8%96%E8%AB%96/2021/2021_seron_shosai_JP2.pdf〉。
- 佐藤和美，2009，「日台間の人の移動——課題と展望」『真理大學人文學報』（7期），pp.256-275。
- 台北駐日経済文化代表処，2004，『中華週報』（2133号）（台北駐日経済文化代表処ウェブサイト）〈https://www.roc-taiwan.org/jp_ja/post/12953.html〉2004年3月4日更新，2022年9月20日閲覧。
- ，2008，「陳菊・高雄市長が高雄市観光セールスのため来日」（台北駐日経済文化代表処ウェブサイト）〈https://www.roc-taiwan.org/jp_ja/post/12001.html〉2008年5月7日更新，2022年9月20日閲覧。
- ，2013，『「台日観光サミット」が三重県で開催，3年後の目標旅行客数は400万人』（台北駐日経済文化代表処ウェブサイト）〈https://www.roc-taiwan.org/jp_ja/post/12512.html〉2013年6月3日更新，2022年9月20日閲覧。
- ，2014a，「第7回台日観光サミットが屏東県の墾丁で開催」（台北駐日経済文化代表処ウェブサイト）〈https://www.roc-taiwan.org/jp_ja/post/12621.html〉2014年5月23日更新，2022年9月20日閲覧。
- ，2014b，「エバー（長栄）航空の桃園—沖繩線が就航」（台北駐日経済文化代表処ウェブサイト）〈https://www.roc-taiwan.org/jp_ja/post/12629.html〉2014年6月18日更新，2022年9月20日閲覧。
- ，2015a，「4月2日にタイガーエア台湾が台北（桃園）—東京（成田）に就航」（台北駐日経済文化代表処ウェブサイト）〈https://www.roc-taiwan.org/jp_ja/post/12690.html〉2015年3月26日更新，2022年9月20日閲覧。
- ，2015b，「6月より遠東航空が台中を拠点に大阪と名古屋へ就航」（台北駐日経済文化代表処ウェブサイト）〈https://www.roc-taiwan.org/jp_ja/post/12680.html〉2015年2月18日更新，2022年9月20日閲覧。
- ，2015c，「台南が日本と直結，台南—大阪の定期便就航」（台北駐日経済文化代表処ウェブサイト）〈https://www.roc-taiwan.org/jp_ja/post/12762.html〉2015年10月29日更新，2022年9月20日閲覧。
- ，2015d，「ピーチ航空の桃園—羽田線が8月8日に就航」（台北駐日経済文化代表処ウェブサイト）〈https://www.roc-taiwan.org/jp_ja/post/12714.html〉2015年6月26日更新，2022年9月20日閲覧。
- ，2016a，「Vエアが桃園—茨城に定期便就航」（台北駐日経済文化代表処ウェブサイト）〈<https://www.roc-taiwan.org/>

jp_ja/post/28984.html> 2016年3月16日更新, 2022年9月20日閲覧.

——, 2016b, 「台湾の高速フェリー『麗娜輪』が花蓮-石垣島航路を試験運航」(台北駐日経済文化代表処ウェブサイト) <https://www.roc-taiwan.org/jp_ja/post/31607.html> 2016年5月17日更新, 2022年9月20日閲覧.

日本台湾交流協会, 2014, 「【記事資料】「公益財団法人交流協会と亜東関係協会との間の日台双方の観光事業発展に関する協力強化についての覚書」(略称「日台観光事業協力覚書」)」(公益財団法人日本台湾交流協会ウェブサイト) <<https://www.koryu.or.jp/news/?itemid=507&dispmid=5287>> 2014年11月27日更新, 2022年9月20日閲覧.

「財団法人交流協会と社団法人亜東関係協会の紹介」, 1973, 『交流協会情報』(2号), pp.5-7.

『行政院公報』(14巻26期), 2008, 台湾・行政院.

『立法院公報』(100巻37期), 2011, 台湾・立法院.

『交流』(2016年6月号), 2016, 公益財団法人交流協会.

『交流』(2018年7月号), 2018, 公益財団法人日本台湾交流協会.

公益財団法人日本台湾交流協会ウェブサイト <<https://www.koryu.or.jp/>>

or.jp/> 2022年9月20日閲覧. <https://stat.taiwan.net.tw/>> 2022年9月20日閲覧.

交通部観光局観光統計資料庫ウェブサイト <<https://stat.taiwan.net.tw/>> 2022年9月20日閲覧.

台北駐日経済文化代表処ウェブサイト <https://www.roc-taiwan.org/jp_ja/index.html> <https://stat.taiwan.net.tw/>> 2022年9月20日閲覧.

「我旅客72小時免簽證待遇日本下月取消」, 1990, 『聯合報』(1990年5月28日付)1面.

「日本承認我護照有効」, 1998, 『中國時報』(1998年5月1日付)4面.

※本稿は、中華民国外交部による2022年台湾フェロシップに採択された研究プロジェクト「台日関係の法的現在地と今後の展望に関する研究」の研究成果の一部である。

(受理日) 2022年12月11日

(立教大学 アジア地域研究所 特任研究員/

台湾・淡江大学 日本政経研究碩士班 訪問研究員)

E-mail: wo3jiao4xiao4zhi4@yahoo.co.jp